

【概要版】(Digest Version)

港区社会的養育推進計画

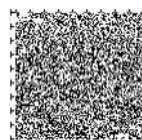
Minato City Social Upbringing Promotion Plan

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度



港区里親制度普及啓発キャラクター さとみん

港 区



第1章 総論

1 策定の概要と目的

社会的養育推進計画は、区の社会的養育(※1)の現状を踏まえ、課題解決に向けた基本的考え方や、体制整備に向けた取組の方向性、具体的将来像等について、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間を計画期間として示すものです。

2 計画の位置付け

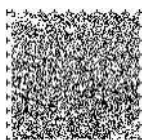
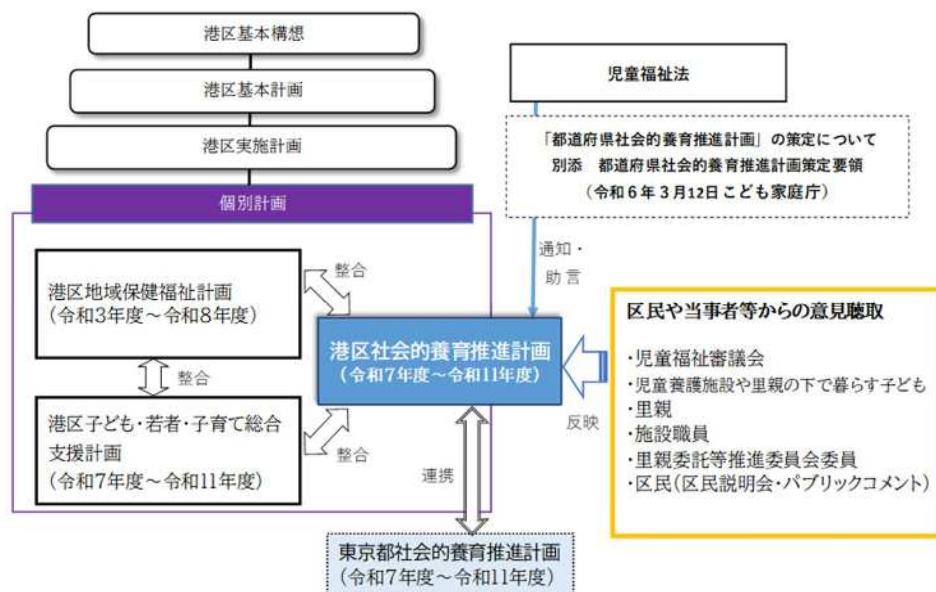
本計画は、支援が必要な妊産婦や子育て家庭について、地域における支援の取組強化もめざすものであることから、「港区基本計画・実施計画」をはじめ「港区地域保健福祉計画」「港区子ども・若者・子育て総合支援計画」との整合を図るとともに「東京都社会的養育推進計画」も見据えながら策定します。

3 計画の策定と策定後の推進体制

本計画の策定に当たっては、一時保護施設で暮らす子どもや、区内の里親、港区児童福祉審議会(社会的養育推進計画策定部会)等からの意見のほか、区民説明会やパブリックコメントをとおして広く区民から意見を聞き、内容に反映しました。

計画策定後は、取組の進捗を定期的に評価し、その結果を港区児童福祉審議会に報告して必要に応じた見直しを行う等、適切にPDCAサイクルを運用します。

【港区社会的養育推進計画の位置付け】



[illegible]

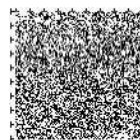
区の全ての子どもが、生まれ育った環境に左右されず、最善の利益を保障され、家庭又は家庭と同様の養育環境のもとで、健やかに育ち自立できるよう、地域が一体となって、子どもの権利を守る社会的養育体制を構築します。

港区の社会的養育等の体制のイメージ



(注) 港区子ども家庭総合支援センターは、児童相談所、子ども家庭支援センター、母子生活支援施設の3つの複合施設です。

(注) 子育て世代包括支援センターと市区町村子ども家庭総合支援拠点の両機能を統合し、全ての子どもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の機能を設置し、子育て世帯に対する包括的な支援体制を強化しました。



第2章 区の現状と取組

I 社会的養育に関する現状と今後の見込み

1 児童(0歳～17歳)人口



区の児童人口、相談件数、どちらも増加することが見込まれます。



2 代替養育(※2)を必要とする子どもの数の現状と見込み

区分	(人)		
	R6年度	R9年度	R11年度
3歳未満	4	5	5
3歳以上就学前	3	3	3
学童期以降	51	57	61
合計	58	65	69

3 里親等に委託措置する子どもの数の現状と見込み

区分	R6年度	R9年度	R11年度
3歳未満	1人 (33.3%)	2人 (50.0%)	3人 (75.0%)
3歳以上就学前	1人 (50.0%)	1人 (50.0%)	3人 (100%)
学童期以降	8人 (25.0%)	14人 (38.9%)	19人 (50.0%)
合計	10人 (27.0%)	17人 (40.5%)	25人 (55.6%)

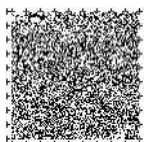
4 施設で養育が必要な子どもの数の現状と見込み

区分	(人)		
	R6年度	R9年度	R11年度
3歳未満	1	2	2
3歳以上就学前	1	1	1
学童期以降	19	20	21
合計	21	23	24

5 自立支援を必要とする社会的養護(※3)経験者等(18歳以降)の現状と見込み

区分	(人)		
	R6年度	R9年度	R11年度
社会的養護等経験者等	9	9	10

施設退所等による自立、措置延長、自立援助ホームへの入所、自立援助ホームからの自立、在宅指導終了による自立を合わせた数



Ⅱ 具体的な取組

SDGs のゴール
との関係



施策 1

子どもの最善の利益を守る社会的養育環境の整備

全ての子どもが、生まれ育った環境に左右されず、その最善の利益を常を守られながら成長できるよう、地域社会全体で、子どもと家庭を支援します。

1 支援が必要な妊産婦と子育て家庭等への支援

主な取組

- ① 児童虐待未然防止対策等の推進
- ② 家庭支援事業の実施による要支援家庭等への支援の充実
- ③ 児童及び妊産婦に関する包括的な支援体制の強化
- ④ 特定妊婦支援の強化
- ⑤ ヤングケアラー支援の推進



港区ヤングケアラー
支援ガイドライン

SDGs のゴール
との関係



施策 2

子どもと家庭を支える適切な支援体制の構築

社会的養育を必要とする子どもたち一人ひとりが、状況に応じた適切な支援を受けられるよう、妊娠期から、家庭での生活、施設入所等の措置期間における生活、措置解除後の家庭復帰、自立に至るまで、あらゆる場面における支援体制を強化します。

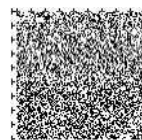
1 区独自の児童相談体制の強化

主な取組

- ① 児童相談所と子ども家庭支援センターの連携強化
- ② 地域の関係機関との連携強化
- ③ 児童相談所職員の専門性強化に向けた取組
- ④ 子どもの声に耳を傾けた援助方針の決定
- ⑤ 第三者評価の実施
- ⑥ AI等を活用した相談対応機能の強化



港区子ども家庭総合支援センター
(愛称：ミナトイク)



2 代替養育を必要とする家庭への支援

主な取組

- ① 措置児童等への適切なケースマネジメントの実施
- ② 施設入所児童等の適切なケースマネジメントの実施
- ③ 民間機関の支援を活用した親子関係再構築支援の実施
- ④ 在宅家庭への支援の充実

SDGs のゴール
との関係



施策 3

社会的養護のもとで過ごす子どもが安心して生活できる養育環境の確保

一時保護所、里親、ファミリーホーム、児童養護施設や乳児院等の社会的養護のもとで過ごす子どもたちが、安心して生活することができるよう、家庭と同様の養育環境を確保します。

1 家庭と同様の環境における養育の推進

(1) 里親登録の拡大と支援の充実による家庭養育の推進

主な取組

- ① 里親委託の更なる推進
- ② 里親制度の周知促進
- ③ 里親支援の充実
- ④ 里親支援センターの整備



里親制度啓発ポスター

(2) 特別養子縁組の推進

主な取組

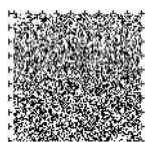
- ① 養子縁組里親のリクルートの推進
- ② 養子縁組里親委託の適時的確な検討と実施
- ③ 特別養子縁組里親制度の普及



里親サロン里親交流会

《里親の種類（主なもの）》

養育家庭	養子縁組を目的とせず、一定期間、家庭に迎え入れ養育する里親です。実親の状況等により、途中で元の家庭に戻ることもあります。短期間のみ子どもを預かる家庭もあります。
養子縁組里親	養子縁組によって、養親となることを希望する里親です。特別養子縁組が成立するまでの間、里親として子どもを養育します。



2 施設におけるできる限り良好な家庭環境の整備

主な取組

- ① 子どものニーズを的確にとらえた区内乳児院の運営に向けた支援
- ② 施設における地域の実情に合わせた支援等の実施
- ③ 子どもにふさわしい入所施設の決定
- ④ 児童養護施設等と連携した子どもや家庭への支援
- ⑤ 障害者施設への適切な移行の支援

3 社会的養護等のもとで育つ子どもの自立に向けた取組

主な取組

- ① 自立支援計画に基づく支援の実施
- ② 一人ひとりの状況に合わせた自立に向けた支援の実施
- ③ 措置延長や児童自立生活援助事業による支援の実施
- ④ 「(仮)みなと社会的養護自立支援ミーティング」による支援の実施

4 一時保護された子どもへの支援体制の強化

主な取組

- ① 一時保護所の適正な運営の推進
- ② 保護児童の権利擁護を尊重した環境づくり
- ③ 一時保護職員の専門性の向上
- ④ 子どもの状況に合わせた一時保護の実施



一時保護所 リビング

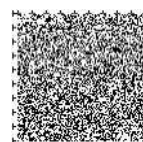
5 子どもの権利擁護

主な取組

- ① 子どもの権利擁護を尊重した一時保護の実施
- ② アドボケイト（意見表明等支援員）等による子どもの意見表明の機会の確保
- ③ 子どもの意見や意向を尊重した措置等の実施のための環境の整備

《用語の説明》

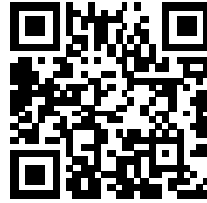
- ※1 社会的養育…家庭で暮らす子どもとその家庭に対する養育支援から、代替養育を受けている子どもの養育まで広く対象とするもの。
- ※2 代替養育…保護者に代わって、子どもを施設や里親等のもとで養育すること。
- ※3 社会的養護…保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。



港区児童相談所

ホームページ

X



区 の 木

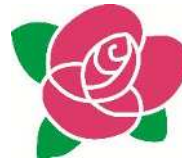
区 の 花



ハナミズキ



アジサイ



バラ



港区のマークは、昭和24年7月30日に制定しました。旧芝・麻布・赤坂の3区を
一丸とし、その象徴として港区の頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

刊行物発行番号 2024262—4911

【概要版】(Digest Version)

港区社会的養育推進計画

Minato City Social Upbringing Promotion Plan

(令和7(2025)年度～令和11(2029)年度)

令和7(2025)年3月発行

発行：港区

編集：港区児童相談所児童相談課

港区南青山五丁目7番11号

TEL 03-5962-6500(代表)

<https://www.city.minato.tokyo.jp>

